

有価物・資源ごみ回収団体 代表者 様

船橋市 クリーン推進課長

### 行財政改革に伴う有価物・資源ごみ回収費(協力金)の見直しについて

日頃より本市の環境行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、清掃思想の啓発を図るとともに、一般廃棄物の減量運動の推進を図ることを目的として、ごみ収集ステーションに出された有価物・資源ごみの回収量に応じて、登録団体に協力金を交付しているところです。

この「有価物・資源ごみ回収費(協力金)」については、平成31年3月に策定した「行財政改革推進プラン」の検証対象事業として、見直しの検討を重ねてまいりましたが、令和3年度末をもって廃止する予定となりましたので、お知らせいたします。

#### 1. 主な廃止理由

- ①平成8年に回収方法がごみ収集ステーションに一元化されてから25年が経過し、有価物・資源ごみを分別して排出することの市民意識は25年前に比べ浸透が図られてきていること
- ②有価物・資源ごみの売却による収益は全て回収経費の一部に充てており、協力金は公費(税金)で賄っていること
- ③協力金の活用の状況に地域差が生じていること

#### 2. 令和3年度分のお支払い等について

令和3年度下期(令和3年10月から令和4年3月回収分)は、例年通り申請書の提出をいただいた後、令和4年5月末日までにお支払いいたします。(廃止は令和4年度以降の回収分からとなります。)

※有価物・資源ごみの収集については、今後も継続して市がごみ収集ステーションにて収集いたします。

#### 3. 添付資料

有価物・資源ごみ回収協力金の制度概要

【お問い合わせ先】 〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

◆有価物・資源ごみ回収費(協力金)に関すること

環境部 クリーン推進課 電話:047-436-2434 FAX:047-436-2448

メール:kurinsuishin@city.funabashi.jg.jp

◆行財政改革に関すること

企画財政部 行政経営課 電話:047-436-2462 FAX:047-436-2156

メール:gyoseikeiei@city.funabashi.lg.jp